

## 昭和61年社会生活基本調査のあらまし

「社会生活基本調査(指定統計第114号)」は、昭和51年に第1回調査が行われ、昭和56年の第2回調査に続き、3回目の調査が本年10月1日に行われます。

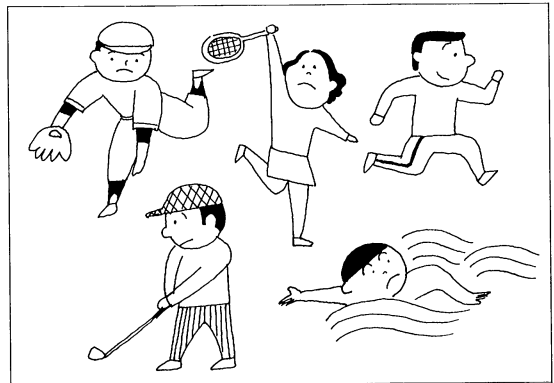
第1回調査が行われた昭和51年当時は、第1次石油危機を経て日本経済が高度成長期から安定成長期へ移行を始めた時期であります。経済の高度成長期においては、統計調査についても、生産、所得、消費、雇用といった国民所得統計を中心としたデータが整備されてきました。ところが安定成長期に移行するに伴い、生活の質的側面についてのデータの充実が求められるようになってまいりました。

社会生活基本調査は、このような要請に応えるために生まれてきた調査であり、個人個人の1日の生活時間の配分、自由時間に行う余暇活動の状況などを中心に調査するものであります。特に、近年労働時間の短縮、休日の増加、高齢化の進行などに伴って余暇活動の多様化・個性化が注目されており、この調査の重要性が高まってきているところであります。

### ◇調査の目的

この調査は、国民の生活時間の配分を調べるとともに、スポーツ、学習・研究、趣味・娯楽、社会奉仕その他国民の自由時間における主な活動について詳細に調査し、国民生活の実態を明らかにして、各種行政施策の基礎資料を提供することを目的としております。

具体的には、次のようになります。



1. 個人の生活時間の配分を生活行動の種類ごとに調査して生活行動の実態を総合的に把握し、福祉向上を図るための基礎資料を得る。
2. 個人の自由時間の増大に伴う社会生活の多様な実態をスポーツ、学習・研究、趣味・娯楽、社会奉仕、旅行・行楽の主な自由時間活動について調べ、これらの活動のための施設の整備、指導者の育成等の基礎資料を得る。
3. 高齢化社会を迎えて、高齢者対策の基礎資料を得る。
4. 国の社会指標や都道府県が作成している県民福祉指標等作成のための基礎資料を得る。

### ◇調査の期日

調査は、昭和61年10月1日現在で行う。ただし、調査事項のうち生活時間の配分については、10月1日を含む9日間のうちから国の指定する調査地域(昭和60年国勢調査の調査区)ごとに、全調査地域を8等分(A組～H組とする。)し、次のように振り分けて2日間ずつ調査を行います。

組 符 号	9月27日(土)	9月28日(日)	9月29日(月)	9月30日(火)	10月1日(水)	10月2日(木)	10月3日(金)	10月4日(土)	10月5日(日)
A	○	○							
B	○	○							
C		○	○						
D				○	○				
E						○	○		
F							○	○	
G								○	○
H								○	○

## ◇調査の地域及び対象

この調査を実施する地域は、昨年行われた「昭和60年国勢調査」の調査区(14,542調査区)のうち国から指定された県内136調査区(48市町村)であります。また、調査の対象は、指定された調査区内の世帯から定められた方法により、県が選定する2,040世帯(1調査区当たり15世帯)の世帯員であります。

## ◇調査の事項

この調査は、15歳以上の世帯員に関する事項、世帯に関する事項及び生活時間の配分に関する事項を調べる調査票Ⅰ、15歳以上の世帯員の自由時間における主な行動に関する事項を調べる調査票Ⅱの2種類の調査票を使って、次の事項を調査します。

### 1. 調査票Ⅰについて

#### (1) 15歳以上の世帯員に関する事項

- ア. 氏名      イ. 男女の別
- ウ. 世帯主との続き柄      エ. 出生の年月
- オ. 配偶者の有無      カ. 教育程度
- キ. 現住居に入居した時期
- ク. 義務教育を受けた場所
- ケ. ふだんの就業状態      コ. 従業上の地位
- サ. 本人の仕事の種類
- シ. 勤め先・業主などの企業全体の従業員数
- ス. ふだん1週間の就業時間
- セ. 週休制度
- ソ. 連続した休暇の取得の状況
- タ. 2日間の生活時間の配分

#### (2) 世帯に関する事項

- ア. 住居の種類      イ. 居住室数
- ウ. 自家用車の所有の状況
- エ. 介護・看護を受けている人の状況
- オ. 世帯の年間収入

カ. 15歳未満の世帯員の氏名、世帯主との続き柄、出生の年月及び在学・在園の状況

### 2. 調査票Ⅱについて

- ア. スポーツの状況
- イ. 学習・研究活動の状況
- ウ. 趣味・娯楽活動の状況
- エ. 社会奉仕活動の状況
- オ. 旅行・行楽の状況

## ◇調査の方法

1. 調査は、総務庁統計局一都道府県一調査員一世帯の系統を通じて行われます。
2. 調査票は、調査票Ⅰ及び調査票Ⅱの2種類を用い、世帯員各人が記入します。  
ただし、世帯に関する事項は、世帯主または世帯主に代る者が記入します。
3. 調査員が9月24日から9月30日までに調査世帯を訪問して調査票を配布し、記入を依頼します。次に、10月1日から10月10日までに調査世帯を再訪問して調査票を取り集める方法で行われます。

## ◇集計及び結果の公表

### 1. 集計事項

調査の結果は、総務庁統計センターにおいて次の事項について、全国、地方、都道府県、県庁所在都市、政令指定都市(特別区を含む。)都市階級及び大都市圏別に集計されます。

- (1) 1日の生活行動別平均時間及び時間帯別の生活行動の状況に関する事項
- (2) スポーツ活動、学習・研究活動、趣味・娯楽活動、社会奉仕活動及び旅行・行楽の状況に関する事項

### 2. 結果の公表

総務庁統計局から報告書の刊行等により公表されます。(統計課・人口労働グループ)

## 昭和61年商業統計調査(飲食店調査)のあらまし

本年の10月1日には、全国いっせいに商業統計調査が行われます。

この調査は、指定統計第23号として、昭和51年以降3年ごと(昭和51年までは2年ごと)に実施している調査です。

次に、調査のあらましと今回調査の特徴のいくつかを記し、この調査が円滑に行われ所期の目的を達成できますよう、関係者各位の特段のご協力をお願いいたします。

### 1. 調査の目的

全国の商店の分布状況や販売活動の実態を業種別、規模別、地域別に明らかにして、商業部門の基礎的な統計資料を得ることを目的として実施されるものです。

### 2. 根拠法規

統計法(昭和22年法律第18号)及びこれに基づく商業統計調査規則(昭和27年通商産業省令第60号)を根拠に実施します。

### 3. 調査の期日

昭和61年10月1日現在で行います。

### 4. 調査の範囲

日本標準産業分類(昭和59年行政管理庁告示第2号)による大分類I—卸売・小売業、飲食店のうち中分類59—一般飲食店に属する事業所(以下「商店」という)について実施します。

ただし、国及び公共企業体に属する事業所は除きます。

このように61年調査では、一般飲食店だけを調



査することが大きな特徴となっています。

調査の対象になる飲食店は下記のとおりです。

### 5. 調査の種類

調査の種類は、丙調査の1種類で、商業調査票丙によって調査します。

### 6. 調査事項

丙調査は、次に掲げる事項について行います。

- ① 商店名及び所在地
- ② 経営組織(法人、個人)
- ③ 商店の本支店別(単独店、本店、支店)
- ④ 商店の開設年
- ⑤ 来客収容人員数
- ⑥ 従業者数
- ⑦ 年間商品販売額
- ⑧ 業種

### 7. 準備調査の実施

本調査に先立って、商業統計調査員の方は、担当の調査区内の対象商店を明らかにするために準備調査を行い、商業準備調査名簿(丙)を作成します。

### 8. 調査の方法

丙調査は調査員の方が商業準備調査名簿に基づ

### 〔業種分類表〕

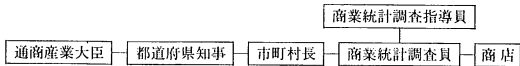
業 種 名	例	業 種 名	例
1. 一 般 食 堂	食堂、大衆食堂、お好み食堂	5. そば・うどん店	そば屋、うどん店
2. 日 本 料 理 店	てんぷら料理店、うなぎ料理店、川魚料理店、精進料理店、鳥料理店、釜めし屋、お茶漬屋、にぎりめし屋、沖縄料理店、とんかつ料理店、郷土料理店、かに料理店、牛丼店、ちゃんこ料理店	6. す し 店	すし屋
3. 西 洋 料 理 店	グリル、レストラン、フランス料理店、ロシア料理店、イタリア料理店、スパゲッティ料理店、ピザ料理店	7. 喫 茶 店	喫茶店、フルーツバーラー、音楽喫茶、スナック(喫茶を主とするもの)
4. 中 華 料 理 店、その 他の東洋料理店	中華料理店、上海料理店、北京料理店、台湾料理店、中華そば店、ぎょうざ(餃子)店、朝鮮料理店、印度料理店、カレー料理店	8. そ の 他 の 一 般 飲 食 店	大福屋、今川焼屋、ところ天屋、氷水屋、甘酒屋、汁粉屋、お好み焼屋、ハンバーガー店、フライドチキン店、ドライブイン(飲食店であって主たる飲食料品が不明なもの)

(注) 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホールは調査の対象から除きます。

き調査票をそれぞれ対象商店に配布して、申告者が自ら記入する自計方式で行います。

### 9. 調査の経路

調査機関の系統は次のとおりです。



### 10. 調査結果の公表

- (1) 調査結果は、県においては、「茨城の商業」を昭和62年3月下旬に公表する予定です。
- (2) 国では、速報を昭和62年6月ごろに、確報を昭和62年10月ごろに逐次、公表する予定です。

### 11. 商業統計調査結果の利用

商業統計調査の実施につきましては商業部門の基礎的資料を得ることを目的とすることは冒頭にも述べてありますが、それでは調査結果は具体的にはどのように利用されているのかをみます。

近年、商業、流通問題は、国及び地方を通じてきわめて重要な政策課題となっております。しかしながら商業関係のデータはきわめて乏しく、商業の全貌を把握し、その構造を分析するためには、商業統計調査が唯一の、かつ、根幹的な統計となっております。以下のように広く利用されています。

#### (1) 中小商業施策を中心とする流通関連施策の立案、実施の基礎資料

- ① 大規模小売店舗法及び小売商業調整特別措置法の運用
- ② 中小小売商業振興法の運用
- ③ 中小企業近代化促進法に基づく業種別近代

化計画の策定

- ④ 都市別中小小売商業実態の把握及び対策の実施
  - ⑤ 商業近代化地域計画の策定
  - ⑥ 商店街診断、広域商業診断の実施
  - ⑦ 卸商業団地等の計画策定(中小企業事業団による店舗等集団化事業等)
  - ⑧ 商店街近代化計画の策定(中小企業事業団による商店街近代化事業等)
  - ⑨ 中小企業の事業転換の推進
  - ⑩ 都市計画、市街地再開設計画、都市の特性分析への利用
- (2) 所得推計、構造分析等の基礎資料
- ① 産業連関表及び地域産業連関表の作成
  - ② 国民経済計算(新SNA)の推計
  - ③ 県民所得、市町村民所得の推計
  - ④ 地域産業構造分析及び地域産業ビジョン等の策定
  - ⑤ 各種白書(経済白書、中小企業白書、労働白書、県勢要覧、その他)の作成
- (3) 各種調査の標本設計への母集団の提供
- (4) 民間、学術研究団体における研究、市場予測、需用予測等への利用

以上が61年商業統計調査のあらましですが、調査関係者の方々が、この調査の目的や調査内容を十分ご理解され、本調査が所期の成果をあげられるよう重ねてお願いいたします。

(統計課・商工グループ)

図一 業種別の飲食店数、従業者数、販売額(構成比)

(昭和57年調査結果から)

